

## 外国為替証拠金取引業者の証拠金の分別管理に関する意見書

平成19年12月25日

金融庁 御中

先物取引被害全国研究会  
代表幹事弁護士大迫恵美子

当研究会は、昭和57年に設立された、日常的に深刻な商品先物取引被害その他の投機取引被害の救済に取り組んできた全国の弁護士数百名からなる研究会であるが、店頭金融先物取引である外国為替証拠金取引業者の証拠金管理のあり方について看過しがたい問題があると考えるので、以下のとおり、意見を述べる。

### 意見の趣旨

店頭金融先物取引である外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者の証拠金の分別・区分管理の方法は、金融商品取引業等に関する内閣府令第141条第1項と同様の方法とするべきものとするよう、同府令を早急に改正すべきである。

### 意見の理由

- 1 近時、外国為替証拠金取引業者の証拠金の分別管理が不十分であったことが相次いで明らかになっている。本年10月22日には北海道財務局が株式会社エフエックス札幌に対して業務停止命令等の行政処分を、本年11月9日には関東財務局がアルファエフエックス株式会社に対して業務停止命令等の行政処分を、本年12月3日には関東財務局が日本ファースト証券株式会社に対して業務停止等の行政処分を、本年12月7日には東海財務局が株式会社ユニバーサル・インベストメントに対して業務停止命令等の行政処分をそれぞれ行っているが、いずれも、顧客からの預り資産を自己の固有財産と区分して管理していないということを処分の理由の一つとしている。

なかでも、株式会社エフエックス札幌、アルファエフエックス株式会社に対する行政処分は、両社が破産手続開始決定がなされた後にされたものであり、分別管理に関する従前の規制及びそのための調査は、残念ながら実効性を欠くものであったというほかはない。

- 2 このような事態が生じたのは、金融先物取引法（金融商品取引法）が、店頭金融先物取引である外国為替証拠金取引をその規制下に置くに当たって、

採るべき分別管理規制のあり方を誤った結果であるといわざるを得ない。

現行金融商品取引法下においては、有価証券関連デリバティブ取引については、金融商品取引法（以下、単に「法」という。）第43条の2第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「金商業等府令」という。）第141条第1項により、顧客を元本の受益者とする「顧客分別金信託契約」が義務付けられているが、店頭金融先物取引である外国為替証拠金取引は、その他のデリバティブ取引として、法第43条の3第1項及び金商業等府令第143条第1項により、信託銀行等への金銭の信託以外に、銀行等への預金又は貯金、カバー取引相手方への預託、媒介等相手方への預託が保証金の区分管理の方法として許容されている。

これは、平成17年7月1日に施行された金融先物取引法改正法の成立時における外国為替証拠金取引取扱業者の実態に照らし、信託保全の採用を義務付けることになれば、ほとんどの業者が営業を継続することが不可能になり、かえって一般投資家の保護に欠けることにならないかという配慮に基づくものと善解される。

しかし、倒産に耐えうる分別・区分管理を義務付けないうに、預り証拠金をカバー取引に用いることを認めてまで業者の営業の継続を認めることは、結局、小規模業者の信用リスクを一般投資家に負担させる不健全な営業を長らえさせ、金融商品取引一般に対する国民の信頼を著しく損なうこととなることが明らかであり、現に、そのような状態に立ち至っている。

- 3 相対取引としてされる外国為替証拠金取引においては、取引は顧客と取扱業者との間で行われるのであって、カバー取引は業者が任意に行うことができ、また、任意に行うべき性質のものであるが、金融庁が本年12月7日に公表した「外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について」によれば、外国為替証拠金取引業者のうちカバー取引先への預託の方法を採用している業者が68パーセントに上り（口座を分けて管理している業者が27パーセント、同一の口座で管理している業者が41パーセント）、外国為替証拠金取引業者の自己取引やカバー取引（カバー取引は、業者に帰属する取引として行われるのであるから、事実上顧客の取引と関連していたとしても、その性質上、業者の自己取引と区別する理由はない。）に顧客の預り資産が用いられ、カバー取引を含む自己取引による損失により顧客の預り資産が消失する蓋然性がある状況にあることがうかがわれる。取扱業者の自己取引の結果によって顧客の預り資産が毀損されるようなカバー取引先への預託は、証拠金の分別管理の方法として許容されるべきものではない。

現行の分別・区分管理を維持したままでは、今後も上記行政処分事案と同様の事態が生ずることは明らかであり、早急にこれを改める必要がある。

4 以上のとおりであるから、早急に趣旨記載の施策を採られたい。

以上